

第三者評価結果

事業所名：つくしんぼ保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、法人内の園長及び主任が骨子を作成し、それを基に系列各園でそれぞれの環境に合うように職員間で話し合い、園独自の全体的な計画を作成しました。毎年年度末には、全職員で指導計画などについての振り返りを行い、その内容を反映させて全体的な計画の見直しを行い、年度初めの職員会議において全職員に周知して配付しています。全体的な計画の作成にあたり、保育所保育指針や児童憲章などを参考にしています。園の保育の特徴として、「家庭的な温かさを大切に保育を行うこと」「子どものもつ育ちを信頼して個性を大切に保育を行うこと」「保護者と子育てのパートナーとしての関係を築き、育ち合える関係を築くこと」などを掲げています。食育に力を入れるとともに、小学校就学後ものびのびと過ごすことができるよう小学校との連携も大切にしています。また、この地域は子育て中の家庭が多いことを考慮して、地域の子どもたちにとっても大切な場となれるように子育て支援を行っています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>園舎は木を基調とした建物で、木のぬくもりが感じられます。各保育室に床暖房を設置し、湿度計と温度計により適温を維持するなど子どもが快適に過ごせるように配慮しています。また、各保育室に空気清浄機を設置し、常時窓を開けて換気を行い、定期的に消毒を実施し、感染予防に努めています。布団は天日干しをして、年2回業者による布団乾燥を実施しています。声の大きさについては職員間で伝え合うようにしています。子どもたちが自分の興味に合わせて自由に遊びを選んで遊ぶことができるよう、おもちゃは取り出しやすいように棚にしまっています。遊ぶ時にはテーブルや敷物などを使用して遊ぶ場所を作っています。また、落ち着いて過ごしたい子どもがいた場合には、クッションやパーティションなどを利用してくつろげる場を設けています。基本的に食事と午睡は場所を分けています。手洗い場とトイレは定期的に清掃するとともに、汚れたら清掃しているため清潔が保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入園前の子どもの発達過程や家庭環境は、入園時に提出してもらった児童帳、生活調査票や個人面談などを通して把握しています。入園後は、登降園時の保護者との会話、連絡帳や個人面談を通して家庭での子どもの様子を把握し、子どもの個性を尊重して保育を行っています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、職員は子どもの姿をよく見て、自ら表現できるよう待つことを心がけています。また、表現する力が十分でない子どもに対しては、言葉にならない思いを汲み取るように接しています。子どもの人権を尊重した保育を行う取り組みとして、年度初めに人権などについて話し合うとともに、ビデオ研修を行っています。ビデオ研修では、日ごろの保育の様子をビデオに撮り、臨床心理士からのアドバイスを受けています。職員間で子どもへの声かけに気になることがある場合には、主任保育士が個々に話をしたり、会議の場において全体のこととして話題にして話し合うようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが無理なく基本的な生活習慣を身につけることができるよう、子ども一人ひとりの成長や発達に合わせて子どものやる気を尊重して保育を行っています。1、2歳児の着替えについては、自分でできたと感じられるよう、保護者に子どもが着替えやすいようゆりのある衣服を用意してもらい、園では衣類を自分で取り出しやすい位置に配置し、ズボンが履きやすい高さの椅子を用意しています。トイレトレーニングは保護者と相談しながら進めています。整理整頓にあたっては、3~5歳児には一人ひとりに自分用のマークがあり、持ち物を自分で取り出したり片づけたりできるよう工夫しています。子ども一人ひとりの生活リズムに合わせて、また、その日の活動に合わせて、十分に休息を取ることを心がけ、必要に応じて午睡の時間を変更しています。朝の会などでは、ペープサートや紙芝居を使って、手洗いや歯磨きなど基本的な生活習慣の大切さを理解できるように子どもに働きかけています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子どもが自分の好きなおもちゃを選んで遊ぶことができるよう、種類ごとに低い棚にしまっています。保育士は対話的な保育を心がけ、散歩先の公園を子どもたちと決めるなど、子どもたちが自分たちで決めることを大切にしています。天気の良い日には、園庭遊びや近隣の公園に散歩に出かけています。3~5歳児は同じ保育室で生活していますが、遊びを通して人間関係が広がるよう縦割りのグループで活動する時間も取り入れています。それにより、お互いをいたわる気持ちが育てられています。自然とふれ合う体験として、山へハイキングに行ったり、年2回ネイチャーゲームを行ったりしています。地域での社会体験として、近隣の店でクッキングの食材の買い物をするほか、園外活動として公共の交通機関を利用して出かける機会を持っています。さまざまな表現活動として、季節や行事に合わせて製作を行うほか、本物に触れる機会として、アフリカの太鼓を楽しめるジャンベコンサートを行っています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 0歳児の保育にあたっては、園の「乳児マニュアル」に基づいて、生活リズムを整えることを第一に保育を組み立てています。入園直後の慣れ保育の期間には担任保育士が受け入れを行い、深い信頼関係が築けるようかかわっています。子どもが安心して過ごせるよう、スキンシップを多くとるとともに、向き合っていない時にも子どもの姿や表情に目を向け、共感できるかかわりを心がけています。はいはいをしている子どもには空間を広くとったり、つかまり歩きを始めた子どもにはつかまれる場所を提供するなど子どもの発達に合わせて環境を整備するだけでなく、はいはいをしている子どもがつかまり立ちをしたくなるようなおもちゃを用意するなど、一歩先を促せるような環境整備やかかわりを持っています。保護者とは、食事、睡眠、排泄などに関して24時間を時系列で記載できる連絡帳を用意して、子どもの生活リズムについて情報交換しています。登降園時には、家庭での様子を聞き、園での様子をできるだけ保護者に伝えられるように努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 1、2歳児の保育にあたっては、園の「乳児マニュアル」に基づいて、年齢や月齢に応じた発達の特徴をとらえながら、子ども一人ひとりに目を向けて、自分でしようとする意欲を引き出せるよう保育を行っています。着替えなどに関して、着脱しやすい椅子を用意するなどして、自分でやりたい気持ちを尊重し環境を整えています。探索活動として、天気の良い日には園庭や近隣の公園に散歩に出かけています。雨天でも巧技台やマットなどを使ってサーキット運動などを行い、体を使って遊ぶようにしています。おもちゃの取り合いなどの際には、相手の気持ちを考えることができるよう間に入ってお互いの気持ちを代弁しています。異年齢のかかわりとして、朝夕の時間に1、2歳児合同で過ごす時間を設けたり、散歩や行事の時には3～5歳児との交流も行ったりしています。保護者とは、24時間時系列で記載できる連絡帳を通して、食事、睡眠や排泄など子どもの生活リズムについて情報交換しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 3歳児の保育にあたっては、友達との遊びや活動を通して相手の長所短所や気持ちに気づき、それを受け止められるようになることを大切に保育を行っています。3～5歳児は同じ保育室で過ごしているため、3歳児は生活リズムに配慮して、クラス別の活動を多く取り入れています。4歳児の保育にあたっては、仲間とともに活動することの面白さを知り、相手の立場に立って考えることができるようになることを大切に保育を行っており、例えばお楽しみ会の出し物は、みんなで相談して決めています。5歳児の保育にあたっては、共同生活の中で自分の立場や役割を遂行しようとし、自己決定ができることを大切に保育を行っています。月ごとのお誕生会は5歳児一人ひとりが持ち回りで担当し、計画、実行しています。毎年お泊まり会は4、5歳児クラス合同で行っていますが、計画は5歳児が担当し、昨年の経験を踏まえて内容を考え、夕食のメニューも自分たちで考え、通常の保育の中でクッキングの試作を行うなどして準備しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> バリアフリーを意識して玄関はスロープになっています。障がいのある子どもの保育にあたっては、担当者が月ごとに個別指導計画を立てています。個別指導計画は、クラスの活動にどのように参加できるかを考慮しながら作成しています。カリキュラム会議などにおいて全職員に伝え、全職員が一貫した考えで保育を行っています。毎日個別日誌を記載して保育実践について振り返りを行いながら、子どもの姿に応じて柔軟に必要な配慮ができるよう心がけています。日々の子どもの様子やかかわりについて、連絡帳や会話を通して保護者に伝えています。また、保護者を通して子どもが通園している専門機関の情報を得て、子どもとのかかわりについて研鑽しています。気になる子どもの対応などについては、横浜市南部地域療育センターの巡回指導を受け、対応についてアドバイスを受けています。障がいのある子どもの保育に関する研修に参加し、園内で研修内容を共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 全体的な計画には、長時間にわたる保育についての配慮事項として、保護者と連携を密にし、子どもの心身の状態に配慮しながら、子どもが安心できる環境作りを行うことなどを記載しています。また、毎月朝夕の延長保育の指導計画を作成し、月ごとのねらいや配慮事項について確認しています。3～5歳児は同じ保育室で生活しているため、子どもの成長や体力に配慮して、年齢ごとの活動の時間を多くとるようにしています。また、思いきり体を動かして遊んだ後にはゆったりと過ごす時間を設けたり、外遊びの後には水分補給をしてのんびり過ごす時間を設けたりするなど、静と動の時間配分にも留意しています。子どもの姿を捉え、臨機応変に環境設定を行っています。18時以降に降園する子どもには必要に応じて補食を提供しています。日中の保育と延長保育間の引き継ぎは、一人ひとりの受け入れ時や日中の様子を記載した健康チェック表とクラスごとに申し送り事項を記載したホワイトボードによって行っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント> 子どもが安心して小学校生活へ移行していけるように、育てほしい子どもの姿や育みたい能力及び小学校との連携について、全体的な計画に掲載しています。また、それに基づき、5歳児クラスの年間指導計画や月間指導計画において、就学に向けての配慮事項について記載しています。子どもが小学校での生活に見通しが持てるよう、時間を意識して活動することや持ち物を子どもが自分で用意することなどを意識しています。また、1月ごろより午睡の時間をなくしています。保護者には、個人面談や保護者懇談会などを通して、就学に向けた取り組みについて伝えています。磯子区杉田地区では、幼保小交流事業の年間計画を立て、職員対象の研修会、交流会や小学校の授業参観を実施しています。また、子どもたちを対象に小学校5年生や1年生との交流会も実施しています。小学校に訪問して教室を見せてもらったり一緒にゲームをしたりして、就学を楽しみにすることができるよう努めています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント>	
園として健康に関するマニュアルを作成しています。マニュアルには、受け入れ時の健康観察、健康診断などの取り組み、感染症や嘔吐時の対応などについて掲載しており、それに基づいて健康管理を行っています。また、年間保健計画を作成しており、季節ごとの健康管理のねらいや配慮について記載しています。子どもの健康状態は健康チェック表に記載し、全職員が把握できるようにしています。子どもがけがをした時には、保護者に伝え、その後の確認を行っています。子どもの既往歴や予防接種の情報は、入園時に提出してもらう健康台帳で把握し、その後は報告を受けたつど追記するとともに、年度末に保護者に確認してもらっています。保護者には入園時に、園での健康管理及び乳幼児突然死症候群(SIDS)について、入園のしおりに基づいて説明しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)について、職員は年度初めに研修を受け、0歳児は5分おきに、1歳児は10分おきに毎日呼吸のチェックをしています。	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント>	
子どもの健康管理として、全クラスにおいて内科健診と歯科健診を年2回、3~5歳児は尿検査を年1回、3歳児は視聴覚検査を年1回実施しています。健診の結果は連絡帳やお知らせ表で保護者に伝えています。身体測定は全クラスにおいて毎月実施し、3カ月に1回栄養士がカウプ指数をつけています。その結果から気になる子どもがいた場合には、担任保育士から保護者に伝えています。健康診断や歯科健診の時には、あらかじめ保護者から気になることを聞いておき、園医に相談しています。歯科健診後には、歯科医師より、歯科健診で気づいたことやかみ合わせなどについて情報を得ています。園医からは感染症が流行した時などに情報をもらうほか、職員を対象にした園内研修、保護者を対象にした保健指導や講演会などで協力を仰いでいます。また、年間保健計画に基づいて、保育士がペーパーサートなどを用いて、歯磨き、手洗いやうがいなどの大切さを子どもに伝えています。	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント>	
アレルギー疾患のある子どもには、厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに「食物アレルギー対応マニュアル」を作成して、保護者との面談やアレルギー対応を行っています。慢性疾患のある子どもについては、入園時に面談を行い、医師の指示のもと保育を行っています。食物アレルギーのある子どもについては、入園時に保護者と面談を行い、医師の生活管理指導表を提出してもらい食事を提供しています。そのうえで、毎月保護者と面談を行い、状況の確認と献立の確認をしています。除去食の提供時には、誤食がないように専用の食器を使い、専用のテーブルに配膳し、複数の職員で確認を行い、必ずそばに職員がつくようにしています。ほかの子どもの食事と形状とあまり差が出ないよう食材を工夫しています。職員は、アレルギー対応に関する外部の研修に参加したり、医師による園内研修を実施し、対応について学んでいます。保護者には、アレルギー対応について入園時に説明しています。	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
子どもたちが食に関心を持ち、楽しく食事ができるように、年間食育計画を立てて食育を行っています。全体的な計画や年間指導計画にも食育の欄を設け、各年齢及び期ごとの食育のねらいを記載しています。0歳児から野菜の皮むきやシメジほぐしなどを行い、4歳児は梅ジュース作り、5歳児クラスでは、スイートポテト作り、味噌づくり、よもぎ団子やクッキーづくりにも挑戦し、お泊まり会の献立を立てて試作するなど準備を楽しんでいます。また、3~5歳児クラスでは、三食食品群についても学び、毎日の献立の栄養素を子どもたちが掲示しています。食事の時間は保育士や栄養士も子どもたちと一緒に食事をし、無理強いはいませんが苦手なものでも少しずつ食べることができるよう声かけをしています。料理の色彩が映えるように白色の食器を使用し、年齢に合わせてふちに角度のある食器を使用するなど配慮しています。また、月1回の「お弁当の日」には、お弁当は園で用意をして、園庭で食事をしたり、遠くの公園まで出かけたりして楽しんでいます。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
園の栄養士が2週間サイクルの献立を立てています。0~2歳児は3カ月に一度、3~5歳児は6カ月に一度、栄養摂取目標を見直しています。毎日残食調査を行い、残食の多かった献立については、2回目の献立で切り方や味付けを変えています。3~5歳児の給食は栄養士と一緒に食事をし、0~2歳児の給食の様子は栄養士が見に行き、子どもの喫食状況を把握しています。毎月、献立会議と離乳食会議を開き、献立について話し合っています。子どもたちが季節を感じるができるよう、春にはタケノコやキャベツ、夏にはスイカ、秋にはさつま芋を使うなど、旬の食材を取り入れています。また、行事食も工夫しています。花見や月見の時には、おぼんを使用して配膳したり、クリスマスには雪だるまコロケやチュールチップチキンを提供したりしました。食材加熱時の中心温度測定や調理器具の適切な消毒については、大量調理施設衛生管理マニュアルを基にした園独自のマニュアルを作成して衛生管理を行っています。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者と子どもに関する情報交換をするため、連絡帳を使用して子どもの活動の様子を伝えています。0~2歳児の連絡帳は、食事、睡眠、排泄や機嫌などについて24時間を時系列で記載できるようになっており、3~5歳児の連絡帳は、自由に記述できるものとなっています。保育の意図や保育内容について、保護者懇談会などで話をするほか、毎月発行している園だよりやクラスだよりに記載して子どもたちの様子や保育のねらいなどについて保護者に伝えています。また、年2回、ドキュメンテーションの形で多くの写真を掲載し、子どもの日ごろの活動の様子を伝えています。保護者懇談会は年度初めと年度末に、個人面談は年度半ばに実施しています。面談前に子どもの半年間の成長をまとめた個人記録を記載し、それを基に園での子どもの様子を伝えています。保育参加は保護者の希望に合わせて行っており、その日は1日子どもたちと一緒に過ごし、活動について知ってもらう機会としています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント> 保護者との信頼関係を築くことができるよう、登降園時などに保護者が声をかけやすい雰囲気意識しています。また、連絡帳から保護者の抱えている悩みや迷いなどを汲み取るよう心がけています。入園説明会や保護者懇談会において、いつでも相談に応じることができることを伝えています。連絡帳や登降園時の会話などを通して担任保育士が相談を受けることが多いのですが、担任保育士が相談を受けた時には、園長及び主任に報告し対応について一緒に検討する体制を整えています。担任保育士だけでは返答できない場合には、園長や主任が対応することもあります。また、必要に応じて、職員間で話し合って解決策を導き出すこともあります。保護者の相談に応じる場合には、保護者の就労時間など個々の状況に配慮して時間を設定しています。子どもの食事に関する相談があったときには栄養士に相談したり、必要に応じて専門機関を紹介したりしています。</p>	
<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント> 虐待防止・虐待対応についてマニュアルを作成しています。虐待など権利侵害の兆候を見逃さないよう、登園時や着替えの時などに子どもの心身の状況を確認しています。入職時にマニュアルを基に具体的な取り組みについて説明するほか、職員会議などにおいて、必要に応じて職員間で話し合いを行っています。保護者から子どもへの虐待の可能性があると感じた場合には、写真を撮ったり、クラス日誌に記載して職員間で情報を共有しています。虐待の恐れがあると感じた場合には、園長から磯子区のこども家庭支援課や児童相談所に連絡し連携を取る体制ができています。職員は日頃から保護者の話をよく聞くよう心がけているほか、虐待防止マニュアルに基づきチェックリストを確認しながら園内で研修を行ったり、法人主催の人権に関する研修に参加したりして、虐待防止や人権保護に関する意識を高めています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント> 日々の保育実践の振り返りは、保育日誌を記載して行っています。そのほか、週間指導計画の振り返りは週ごとに、月間指導計画の振り返りは月末に、年間指導計画の振り返りは期ごとに行っています。振り返りにあたっては、目に見える部分だけでなく、子どもの行動の背景にある思いなどに気づいていけるよう心がけています。職員会議などでは、かかわる職員が意見交換しながら振り返りを行っています。今年度6月に保育の様子をビデオに撮って専門家の評価を得るという研修を実施しました。また、毎年7月と3月に写真で保育を振り返り、ドキュメンテーションという形で保護者に配付しています。職員の自己評価は年2回実施し園長と面接を行っています。保育理念を理解しているか、保育内容や保育計画は適正に行っているか、健康・安全管理を行っているか、保護者や地域との連携について、研修や記録についてなど5点満点で自己評価を行っています。自己評価は集計をして保育所全体の自己評価につなげています。</p>	